6月1日㈮～30日㈯は海洋環境保全推進月間

「未来に残そう青い海」を合言葉に、一人ひとりが環境保全を心がけましょう。

- 吸い殻、釣り糸などを海にポイ捨てしない
- 弁当容器、空き缶などのゴミは持ち帰る
- 使用しなくなったボートは放置せず、適正に処分する

また、海へのゴミ投棄や海洋汚染、海での事件・事故を見かけたら「118番」へ通報をお願いします。

問合先：三河海上保安署警備救難係（☎34・0118）

施設メンテナンスのため「りすぱ豊橋」を休館します

休館日：6月18日㈪～25日㈪　問合先：りすぱ豊橋（☎38・5151）、健康増進課（☎39・9133）

地域資源回収にご協力ください

地域資源回収は、家庭から出る「ごみ」をリサイクルに回し、「資源」として再利用する、「エコ」な活動です。各地域の自治会や、小中学校のＰＴＡ、幼稚園・保育園の保護者会など、多くの団体がごみの減量や資源の再利用を図るため、資源回収を実施しています。みなさんも、限りある資源を有効に活用し、美しい地球を次の世代の子どもたちに残すため、地域資源回収にご協力ください。

回収品目：新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、古布、アルミ缶、スチール缶など（各団体によって異なります）

回収日：ホームページ（http://www.city.toyohashi.aichi.jp/kankyo/decrease/yotei.html）参照　問合先：環境政策課（☎51・2454）

6月23日㈯～29日㈮は男女共同参画週間です

「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日が平成11年6月23日であることから、毎年6月23日～29日の1週間を「男女共同参画週間」として、男女共同参画について理解を深めるためのさまざまな取り組みを行っています。男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」、その実現のためには、みなさん一人ひとりの取り組みが必要です。

■絵手紙・イラスト展示

とき：6月21日～28日（土・日曜日を除く）　ところ：市役所市民ギャラリー（東館1階）　内容：公募による男女共同参画に関する絵手紙・イラストの入賞作品を展示します

[共通事項] 問合先：市民協働推進課（☎51・2188）

はかりの定期検査

はかりを営業用・証明用に使用している場合（表1）は、2年に1回、市が実施する「定期検査」、または計量士による「代検査」を受けなければなりません。本年度定期検査の対象の地域は、市の東部・北部地域です。定期検査を表2のとおり行いますので、必ず検査を受けてください。家庭用計量器の無料検査も同じ日程で行います。

問合先：安全生活課（☎51・2306）

■表1　検査の対象となる業種

業種	使用区分
商店・スーパーなど	商品の販売
医療機関・薬局・学校など	体重測定、薬の調剤
農業・漁業など	米・野菜・魚介類などの販売
運送業・宅配取次など	荷物の料金算定
工場・事業所	材料購入、製品販売
その他	取引、証明用

■表2　はかりの定期検査
全日の場合は午前10時～正午、午後1時～3時
午後は1時30分～3時30分

とき		ところ	対象校区
6月5日㈫	全日	岩田校区市民館	多米・岩田・豊
6月7日㈭	全日	東部地区市民館	岩西・飯村・つつじが丘
6月8日㈮	全日	牛川校区市民館	牛川・鷹丘
6月12日㈫	全日	石巻地区市民館	石巻・玉川・嵩山・下条西郷・賀茂
6月14日㈭	全日	二川校区市民館	二川・二川南・谷川
6月15日㈮	全日		
6月19日㈫	全日	向山校区市民館	向山
6月21日㈭	全日	新川校区市民館	新川
6月22日㈮	全日		
6月28日㈭	全日	旭校区市民館	旭・東田
6月29日㈮	全日		
7月3日㈫	全日	豊城地区市民館	八町
7月5日㈭	全日	松山校区市民館	松山
7月6日㈮	全日		
7月10日㈫	午後	下地校区市民館	下地・大村
7月12日㈭	全日	松葉校区市民館	松葉
7月13日㈮	全日		

※検査は対象校区外でも受けられます

情報ピックアップ

市議会役員が決まりました

近田明久　議長

佐藤多一　副議長

沢田都史子　監査委員

芳賀裕崇　監査委員

愛知県立豊橋聾(ろう)学校高等部見学説明会

とき：6月22日㈮午後1時30分～3時20分　**ところ：**愛知県立豊橋聾学校（草間町字平東）　**対象：**聴こえやことばに障害のある中学生と保護者　**申し込み：**不要　**問合先：**愛知県立豊橋聾学校高等部（☎45・2049 FAX47・7545）

6月は外国人労働者問題啓発月間です

政府は毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と定め、集中的な啓発活動を実施しています。外国人が日本国で安心して働き、社会に貢献していただくため、外国人の適正な雇用、労働条件の確保と不法就労の防止にご協力ください。

問合先：ハローワーク豊橋（大国町☎52・7194）、市役所商工業振興課（☎51・2437）

情報ピックアップ

大切な命を守るために　住宅用火災警報器はついていますか？

問合先　消防本部予防課（☎51・3115）

市内では、平成23年の1年間に住宅用火災警報器の設置により早くに発見ができ、火災に至らない、またはぼや程度でおさまった事例が15件あり、ほとんどが台所に設置した住宅用火災警報器の効果によるものでした。平成20年6月1日から、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されています。豊橋市では寝室、階段（2階以上の階に寝室がある場合）および台所に設置が必要です。ただし、共同住宅などで消防法令に適合する自動火災報知設備などがすでに設置されている場合は、設置が免除されます。また、高齢者や障害者を対象にした支援制度がありますので詳しくは問い合わせてください。

■設置場所

豊橋市では次の場所に設置が必要です。

寝室　就寝に使用する部屋の天井または壁面に設置します。

階段　就寝に使用する部屋がある階の階段の踊り場の天井または壁面に設置します。

台所　調理時に煙または蒸気が直接かからない天井または壁面に設置します。

設置例

取付方法などの詳細については、購入した器具の取扱説明書を確認してください。

■購入場所

電化製品販売店、消防防災設備取扱店および量販店などで購入できます。購入の目安として次のマークがついているものを選びましょう。

NS
日本消防検定協会鑑定マーク

悪質な訪問販売などに十分注意してください

市職員や消防職員のふりをして強引に価格の安いものを高額で販売するケースがあります。市職員や消防職員が住宅用火災警報器を販売することはありません。また、業者による点検の必要はありません。取扱説明書で点検方法をよく確認して、自ら点検を行う習慣をつけましょう。